平成２５年（フ）第６８号
鹿児島県姶良市豊留259番地６
債務者　野村　俊郎
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
千葉県鎌ケ谷市初富本町１丁目18番38号
債務者　加藤　雄司
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８１号
千葉県柏市柏３丁目１番11号　シティハイツクリハラ205号
債務者　澁谷　久子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８５号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷３丁目６番27号　ルナ・ジェーナ103
債務者　河端　　剛
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３９５号
千葉県柏市青葉台１丁目27番33号
債務者　永山　　恵
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３９７号
千葉県柏市花野井1226番地　第17パールメゾン平川208号
債務者　中村　光子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４０１号
千葉県我孫子市柴崎台２丁目９番13号　202号天王台ハイム
債務者　大川　雄一
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１３号
千葉県柏市柏３丁目５番15―302号
債務者　山本　夕子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２２号
千葉県松戸市常盤平３丁目25番地　常盤平公団住宅３街区16棟208号
債務者　松本　雅毅
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２８号
千葉県柏市酒井根６丁目18番19号
債務者　宮川　　徹
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９６号
長崎県佐世保市十郎新町11番13号　十郎原住宅２番館501号、旧住所長崎県佐世保市東浜町72番地６
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
山口県下関市一の宮町５丁目１番８号　ルネッサンス206号
債務者　林　　正彦
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
沖縄県名護市大東３丁目19番21―306号　静香マンション
債務者　比嘉　　勝
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第９５号
島根県雲南市大東町上佐世958番地１
債務者　景山　美紀
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８９号
山口市朝田949番地１
債務者　丸山　　宏
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３２号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字郷前64番地の１
債務者　星　　恵（旧姓五反田）
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３４８号
愛知県海部郡蟹江町富吉１丁目１番地　アーバンハイツ富吉206号
債務者　加古　有香
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部